

## 令和7年度若者発！人権啓発映像コンテンツ発信事業要綱

### 1 名称

若者発！人権啓発映像コンテンツ発信事業

### 2 目的

人権の世紀を担う「若者」の視点から、現在の社会情勢における喫緊の人権課題についての正しい理解と認識を深めていただくための啓発広報を考えていただくとともに、優秀作品をインターネット等により発信することにより、幅広く県民の人権尊重思想の普及・高揚を図ることを目的とします。

### 3 主催

徳島県

### 4 募集期間

令和7年6月27日（金）～令和7年10月20日（月）

※令和7年10月20日（月）必着

### 5 募集作品

#### (1) 作品テーマ

「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」における趣旨を踏まえたものであり、次の具体的な人権課題に即したテーマであり、「2 目的」に沿ったものであること。

- ・子ども ・障がい者 ・同和問題
- ・外国人 ・インターネットによる人権侵害
- ・性的マイノリティ
- ・その他、「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」に掲載されている人権課題

#### (2) 作品種別

30秒のスポット作品であり、インターネット等での活用を想定した県民への人権啓発の普及高揚を図る作品

#### (3) 作品規格

- ①一般的な実写動画を基本としますが、CG、アニメ、静止画編集も可能です。
- ②動画ファイルの形式はAVI、MOV、MPEG1・2・4、WMV、FLV、XAVCのいずれかとしてください。
- ③音声には日本語字幕を付けてください。
- ④作品の時間は30秒としてください。

## 6 応募資格

徳島県内に在住する 15～39 歳（令和 7 年 4 月 1 日現在）の方。  
（個人・グループは問わない。）

## 7 応募方法

「郵送」、「持ち込み」又は「メール」

作品規格に合致した作品を CD-R や DVD-R に保存し、「応募票」を添えて、  
下記「8 応募先」へ提出してください。

また、ディスクの表面には「グループ名（個人の場合は氏名）、作品名、  
時間」を明記してください。

- ・郵送の場合は、当日消印有効です。
- ・持ち込みの場合は、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に、  
下記「8 応募先」までご持参ください。
- ・メールの場合は、下記「8 応募先」までお送りください。（容量が 5  
MB を超える場合は事前にご連絡ください。こちらから送付方法をお伝  
えします。ただし、原則 1 ファイル 200MB まで。）

※「応募票」

- ①応募票は、徳島県多文化共生・人権課のホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、応募作品と一緒に提出してください。
- ②応募票で表現しきれない説明がある場合は、別資料として添付してください。

## 8 応募先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地 （県庁 7 階北側）

徳島県生活環境部多文化共生・人権課

電 話：088-621-2188

ファクシミリ：088-621-2978

E - M a i l : tabunkakyousei jinkenka@pref.tokushima.lg.jp

ホームページ：[https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/  
soshiki/seikatsukankyoubu/danjosankakujinkenka/](https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/soshiki/seikatsukankyoubu/danjosankakujinkenka/)

## 9 審査選定・結果発表

### (1) 審査選定

審査会において審査を行った上で、以下のとおり選定します。

|      |        |               |
|------|--------|---------------|
| 最優秀賞 | 1 作品   | (賞状及び副賞 5 万円) |
| 優秀賞  | 3 作品程度 | (賞状及び副賞 3 万円) |
| 奨励賞  | 3 作品程度 | (賞状及び副賞 2 万円) |

審査会の選定結果を踏まえ、知事が決定します。

### (2) 審査基準

概ね次の項目において評価を行います。

- ①理解しやすく、広く県民に受け入れられる内容であるか。
- ②人権尊重思想の普及・高揚を図る内容であるか。
- ③興味・関心を引きつけられる内容であるか。

### (3) 結果発表の時期

令和7年11月を目途に書面で通知するとともに、ホームページで発表します。

## 10 表彰式

令和7年11月頃実施予定。

### 11 留意事項

- (1) 応募作品の内容は、実名など個人情報およびプライバシーを侵害せず、また公序良俗に反しないものとしてください。
- (2) 応募作品に関するすべての著作物が、制作者、並びにその関係者以外の第三者の権利を侵害していないものとしてください。
- (3) 応募作品の権利が複数にわたる場合は、代表者にその権利が帰属する、または代表者が権利処理を行えるものとしてください。
- (4) 徳島県から有償委託されている場合や補助金を受けて制作した作品は応募できません。
- (5) 既成のキャラクターやシナリオ、音楽などを使用する場合は、応募者の責任で予め著作権を有する原作者や作曲者などの使用承諾を得てください。(過去の不適切事例：SNSアプリの画面、スタンプ、アイコン等を承諾無く使用)
- (6) 著作権フリー素材を使用する場合は、各素材の使用規約に従ってください。

- (7) 万一、第三者から権利侵害や損害賠償を主張された場合、主催者は一切責任を負いません。
- (8) 応募された応募票（別資料含む）、並びに応募作品は返却できません。  
また、作品の制作や応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- (9) 応募作品の著作権は、原則として応募者に帰属します。  
但し、主催者及び主催者が認めるものは、人権啓発を目的として、応募作品を永続的に無償で使用すること、また応募作品を再編集して使用できるものとします。（応募作品を受け付けした時点で、翻案権・複製権・上映権・送信可能化権・公衆送信権の行使などを許諾したものとします）。  
また、応募作品をテレビ放映用に編集する際に明るさ等の調整を加えることがあります。
- (10) 上記（9）の条件は、応募作品の著作権やパブリシティ権（放映権や出版権など）、二次著作権（翻案権）が第三者に移転した場合にも継承されることとします。  
このため、応募者は応募作品を第三者に有償・無償の別を問わず譲渡、若しくは、貸与する場合には、応募者の責任において第三者との間でこの旨の事項を盛り込んだ契約を締結してください。
- (11) 作品の演出上であっても、実際に違法な行為（公道における自転車の二人乗り、未成年者の飲酒・喫煙等）は行わないようにしてください。

## 12 その他

- (1) 応募の際提出された個人情報、本事業の実施・運営のために利用するほか、主催者に関係する各種情報提供の目的にのみ利用します。
- (2) 本要綱に記載されていない事項については、すべて主催者が決定・実施します。

## 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。